

国保だより

—3月・7月・10月の年3回発行—

福島市国民健康保険

健康づくり号No.94

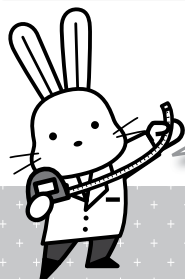
(平成29年5月末日現在)

国保世帯数 38,434世帯

被保険者数 60,970人

国民健康保険についての
問い合わせは
福島市役所国保年金課へ
電話 525-3735
525-3773

福島市国民健康保険にご加入の40歳～75歳未満の方へ



福島市民に
多い

「心筋梗塞」予防のため

特定健診を受けましょう

健診内容

身体計測、血圧測定、血液検査(血糖・脂質・肝機能検査)、
クレアチニン検査(腎機能検査)、尿検査、医師の診察
※貧血・心電図・眼底検査(該当された方)

料 金

個別健診：1,100円
集団健診：600円

受診場所

個別健診：市内の実施医療機関
集団健診：各地区学習センター、市保健福祉センター等

実施期間

個別健診：6月1日(木)～10月31日(火)
集団健診：6月17日(土)～10月12日(木)

必要な物

受診券、福島市国民健康保険被保険者証、自己負担金



詳しくは、6月号市政だより折込みちらしをご覧ください

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

おとなの熱中症予防のための水分補給のコツ

水分補給の目安

- ・入浴前と後
…コップ1杯(200ml)
- ・就寝前…コップ1杯
- ・起床時…コップ1杯
- ・運動や激しい活動
事前にコップ1杯
その後、15～20分ごと
にコップ1杯
- ※高齢者…1時間に1回
コップ半分(100ml)位
(一度にたくさん飲むと食
欲不振につながります)

「普段の生活で」

熱中症予防のための飲み物

水分補給にならない飲み物

スポーツドリンク
(糖質が多く、塩分が血圧に影響)
アルコール(利尿効果)



望ましい飲み物

水や麦茶など
カフェインを含まないお茶



気をつけたい飲み物

コーヒー、紅茶など
カフェインを含む飲み物(利尿効果)
経口補水液(糖分と塩分)



「運動や激しい活動で」

汗がベタベタする時

汗がベタベタする時は、
水だけでは脱水が進みます

- ・市販の物は、「100ml中のナ
トリウム80mg」と書いてあ
るもの
- ・自分で作るときは、
「1リットルにティースプー
ン半分の食塩(2g)」を溶か
し、レモン果汁で香り付け
し飲みやすくします

— 国保は、一人ひとりの健康づくりを応援しています —

高額療養費制度の見直しについて

【70歳以上の課税世帯の自己負担限度額が一部変わります】

●変更前(平成29年7月診療分まで)

所得区分 (適用区分)	外来 (個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの限度額	4回目以降の限度額 (多数)
	一定以上所得者		
一般世帯	12,000円	44,400円	-
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	-

●変更後(平成29年8月診療分から平成30年7月診療分まで)

所得区分 (適用区分)	外来 (個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの限度額	4回目以降の限度額 (多数)
	一定以上所得者		
一般世帯	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	-

※一定以上所得者…市民税課税所得が145万円以上の方

低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の方

低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で、かつそれぞれの所得が0円、年金収入が80万円以下の方

一般世帯…上記以外の方

「限度額適用認定証」をお持ちのみなさまへ

○現在お持ちの認定証は、有効期限が7月末となっております。8月以降も使用される場合は更新の手続きが必要です。※受付期間(平成29年7月1日～8月31日)

【申請方法】 下記の2点をお持ちになり、国保年金課または、支所・出張所で申請してください。

1. 対象となる方の国民健康保険被保険者証
2. 本人以外の方が来庁する場合はその方の身分証明書

【こんなときはお知らせください!】

申請時と状況が変わった場合は、そのまま使用することができませんので早めにご相談ください。また、認定証の適用区分の表示が「オ」または「Ⅱ」の方で、入院が過去1年間で90日を超える場合には、領収書など入院の日数を確認できる書類を添えて申請すると、翌月から食事代が減額される認定証の交付を受けることができますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

【平成29年度 国民健康保険税納税通知書について】

平成29年度の納税通知書は7月中旬に発送の予定です。

今年度は、税率及び課税限度額ともに平成28年度から変わりありません。

また、一定所得以下の世帯に対し実施している均等割額・平等割額を軽減する制度では、所得判定基準が改正され、対象が拡大されます。

<税率等>

区分	医療分	支援分	介護分
所得割率	7.80%	2.90%	2.50%
均等割額	17,800円	6,000円	7,800円
平等割額	19,700円	6,600円	5,700円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

納期は、全部で8期(7月から翌年2月)となります。詳しくは4ページをご覧ください。

<均等割額・平等割額 軽減基準>

区分	改正内容	所得判定基準(世帯の所得金額の合計)
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	加算額を27万円に引上げ(28年度は26万5千円)	33万円+ 27万円 ×(被保険者+特定同一世帯所属者)以下
2割軽減	加算額を49万円に引上げ(28年度は48万円)	33万円+ 49万円 ×(被保険者+特定同一世帯所属者)以下

※表中の — 部分以外の軽減制度の取扱いについては、平成28年度と同じです。

○東京電力福島第一原子力発電所事故にかかる国民健康保険税の減免について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示の対象地域(解除・再編された地域も含む)に住所を有していた方は、平成29年度も引き続き国民健康保険税の減免措置が受けられます。ただし、旧避難指示区域等に住所を有していた方については、一定の所得基準があります。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

平成29年8月1日 国民健康保険高齢受給者証が更新になります

高齢受給者証は毎年8月更新のため7月下旬に郵送します。手続きは不要です。病院にかかるときは

国民健康保険
被保険者証
(緑色)

と

国民健康保険
高齢受給者証
(ピンク色)

の**両方を提示**してください。

有効期限の切れた高齢受給者証は、本年8月1日以降に国保年金課または各支所・出張所へお返してください。どうしても返還できない場合は、個人情報が出ないように、細かく裁断するなどして処分してください。

◇70歳から74歳の方の医療費の窓口負担割合

昭和19年4月1日以前生まれの方	2割(特例措置により1割)※1
昭和19年4月2日以降生まれの方	2割
一定の所得がある方(※2)	3割



※1 法律では2割ですが、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は、特例措置で1割負担が継続されるためこのように表示しています。

※2 一定の所得がある方とは、同一世帯の70歳から74歳の国保加入者の中に市・県民税の課税標準額が145万円以上の方が一人でもいる場合の、70歳から74歳の国保加入者全員です。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

— 保険証は国保加入者の証明書です —

国民健康保険は助け合いの制度です！

国保は加入している皆さんの保険税で支えられており、納付された保険税を基に必要な医療費の支払いにあてます。保険税は国民健康保険制度の運営のための重要な財源です。納期限内に納めましょう。

納付が困難な時は、早めにご来庁のうえ、納税課(本庁2階)へご相談ください。なお、来庁される場合は、現在の収入・支出状況が分かるものをご持参ください。

<国保税の納付が遅れた場合>

①督促状が送られます。

納期を一定期間過ぎると督促が行われ、延滞金が加算される場合があります。

なお滞納が続くと、**法律に基づいて財産の差押が行われます。**



②短期被保険者証が交付されます。

通常の被保険者証の代わりに、有効期間の短い被保険者証が交付されます。



③資格証明書が交付されます。

さらに特別の事情がないのに滞納が続くと、資格証明書に切り替わる場合があります。医療費はいったん全額自己負担となります。

**●平成29年度
国保税の納期限●**

(第1期)平成29年	7月31日
(第2期)	8月31日
(第3期)	10月2日
(第4期)	10月31日
(第5期)	11月30日
(第6期)	12月25日
(第7期)平成30年	1月31日
(第8期)	2月28日

【お問い合わせ】 納税課 納税第1係～第3係 ☎024-535-1111(内線2479~2492)

後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

◇後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ(8月1日からはオレンジ色です。)

現在使用している被保険者証(ピンク色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証は7月下旬に郵送しますので、8月1日からは新しい被保険者証(オレンジ色)をお使いください。

◇平成29年度の保険料額決定通知書及び納入通知書を8月初旬にお送りします。

通知書が届きましたら、内容をご確認のうえ、期日までに納付くださいますようお願いいたします。

<保険料の計算方法>

保険料は、被保険者の皆さまが共通の定額を納める「均等割額」と、それぞれの所得に応じて納める「所得割額」の合計額となり、個人ごとに算定されます。

保険料 (年額) 均等割額と 所得割額の合計 <small>※最高限度額57万円 ※100円未満切り捨て</small>	=	均等割額 (被保険者全員が均等に負担) 41,700円 <small>※世帯の所得に応じて軽減措置があります。</small>	+	所得割額 (所得に応じて負担) <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 総所得金額等 -33万円 </td> <td style="text-align: center;">× 所得割率 8.19% </td> </tr> </table> <small>※被保険者の所得に応じて軽減措置があります。</small>	総所得金額等 -33万円	× 所得割率 8.19%
総所得金額等 -33万円	× 所得割率 8.19%					

<保険料の軽減措置が変わります>

1 均等割額軽減措置の所得基準の拡大について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、均等割額が軽減されますが、平成29年度は、5割軽減と2割軽減における所得基準が拡大されます。

2 所得割額の軽減について

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の軽減措置は、5割軽減から平成29年度は2割軽減となります。

3 被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の軽減について

制度加入の前日に被用者保険等の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減から平成29年度は7割軽減となります。なお、被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方は均等割額の9割、8.5割の軽減が受けられます。

◇高額療養費制度の自己負担限度額が一部変更になります。

平成29年8月から市民税課税世帯の方の自己負担限度額が一部変更になります。詳細については2ページをご覧ください。

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724